○農林水産省令第四十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

農林水産大臣　野村　哲郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴～⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㋐～㋔　（略） ㊟ １　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。 ２・３　（略） ウ　（略） ２～６　（略） 別表第２（第２条関係） １～６　（略） ７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定 ⑴　（略） ⑵　試薬・試液 （略） 亜鉛（標準試薬）～アセトニトリル　（略） アセトニトリル、液体クロマトグラフ用　CH_3CN無色澄明の液で水と混和する。水を対照液として、層長10㎜で吸光度を測定するとき、波長200nmにおいて0.07以下、波長210nmにおいて0.046以下、波長220nmにおいて0.027以下、波長230nmにおいて0.014以下、波長240nmにおいて0.009以下のものとする。	別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴～⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㋐～㋔　（略） ㊟ １　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。 ２・３　（略） ウ　（略） ２～６　（略） 別表第２（第２条関係） １～６　（略） ７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定 ⑴　（略） ⑵　試薬・試液 （略） 亜鉛（標準試薬）～アセトニトリル　（略） （新設）

飼料添加物名	名称
（略）	（略）
塩酸チアミン	（略）
塩酸Ｌ－ヒスチジン	ヒスチジン
（略）	（略）

飼料添加物名	名称
（略）	（略）
塩酸チアミン	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）